

札幌市気候変動対策行動計画



https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/kikouhendou_plan2020/index.html

札幌市では、2020年2月、札幌市内から排出される温室効果ガスを2050年に実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」※9を目指すことを宣言し、2021年3月には、「ゼロカーボンシティ」の実現を見据え、2030年までに取り組む対策を取りまとめた「札幌市気候変動対策行動計画」※10を策定しました。

2050年の目標を実現するには、現在の取組の延長線上では困難であり、技術・経済システム、ライフスタイルのイノベーションを生み出すことが求められます。

また、「ゼロカーボンシティ」は、将来に希望を持てる明るい社会であることを市民・事業者・行政が共有し、その実現に向けてあらゆる可能性を追求しながら、一体となって取り組んでいくことが必要であり、本計画では2050年のあるべき姿として「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」を掲げています。

本計画は、市民・事業者・市役所が協働で取り組む市域全体の計画である「市民・事業者編」と、札幌市役所が事業者の立場で取り組む「市役所編」で構成され、それぞれに目標値を設定しています。

特に、札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、市域全体の目標の達成に向けて、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

札幌市EMSでは、札幌市役所の温室効果ガス排出量削減に重点的に取り組んでいくことから、本計画の進行管理の一端を担い、2030年の目標達成のための取組を推進しており、市有施設における徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大などに取り組んでいます。

【表1】2030年の目標達成に向けた主な取組と成果指標（市役所編）

施策〈目標削減量〉	主な取組と成果指標（抜粋）
省エネ 徹底した省エネルギー対策 〈約15.3万t-CO ₂ 〉	・市有建築物の新築・改築・大規模改修時におけるZEB化 ・照明のLED化、電気やガスを使用する省エネ機器への転換 ・デマンド監視装置の導入によるエネルギー消費の「見える化」 【指標】ZEB相当以上の省エネ性能を持つ新築・改築建築物の割合 (2016年:1%)⇒(2030年:80%以上)
再生エネ 再生可能エネルギーの導入拡大 〈約21.0万t-CO ₂ 〉	・民間事業者による市有施設や未利用地への太陽光発電設備の導入促進 ・市有施設への環境配慮型電力契約の適用や再生可能エネルギー100%電力の導入促進 【指標】市有施設の電力消費量に占める再生可能エネルギーの割合 (2016年:29%)⇒(2030年:80%)
移動 移動の脱炭素化 〈約0.2万t-CO ₂ 〉	・公用車の次世代自動車への転換 ・公共交通機関の積極的な利用（職員の外勤時） 【指標】公用車台数に占める次世代自動車の割合 (2016年:13%)⇒(2030年:63%)
資源 資源循環・吸収源対策 〈約6.9万t-CO ₂ 〉	・プラスチックごみの発生・排出抑制 ・公共施設への道産木材導入の検討（森林環境譲与税） 【指標】市内ごみ焼却量 (2016年:43.8万t)⇒(2030年:39.2万t)
行動 ライフスタイルの変革・技術革新 〈-〉	・「札幌市環境マネジメントシステム」の運用による職員の省エネ行動の実施

※9 環境省は、「2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを目標とする首長自らが、又は地方自治体として公表した地方自治体」をゼロカーボンシティとしています。
※10 「札幌市温暖化対策推進計画」（2015年3月策定）の改定に加え、気候変動対策とエネルギー施策を一体的かつ効率的に推進するという観点から「札幌市エネルギービジョン」（2014年10月策定）及び「札幌市役所エネルギー削減計画」（2015年3月策定）を統合し策定しました。計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置づけるとともに、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置づけています。

札幌市役所 温室効果ガス排出量削減のための具体的な取組事例



道内自治体との連携による再生エネルギー導入事業

札幌市は、「札幌市気候変動対策行動計画」目標達成に向けた施策の一つとして、「再生可能エネルギーの導入拡大」を位置付けています。

しかしながら、都市の規模が大きい本市では、電力需要のすべてを市内の再生エネルギーで賄うことが困難であることから、道内他自治体の再生エネルギーの利活用も積極的に進めることとしています。

道内の他自治体にて発電された再生可能エネルギー電力をその地元で有効活用したうえで、その余剰分について、札幌市内で活用する「道内自治体との連携による再生エネルギー導入事業（以下「道内連携事業」という。）」を実施しています。

2024年2月14日、公募型企画競争（プロポーザル方式）にて事業調整役として選定した北海道電力株式会社及び、道内自治体として再生可能エネルギー由来の電力が豊富にある稚内市と、連携協定締結を行いました。

さらに、連携協定締結後、同日に株式会社北海道新聞社主催（札幌市共催）の「道新未来創造フォーラム」により、協定先である北海道電力株式会社、稚内市とともに、再生可能エネルギーの地産地消の重要性について広く周知を行いました。

今後、北海道電力株式会社及び稚内市と再生エネルギーの地産地消に関する仕組みづくりを行い、札幌市内への再生エネルギー導入に向けた取組を推し進めていく予定です。



【図8】連携協定締結の様子



清掃工場から交通局への電力供給

道内連携事業の取組事業の一環として、2024年4月1日より本市の3清掃工場（発寒・駒岡・白石）で発電された電力の余剰分（今までは売電されていた電力）を本市の地下鉄3路線へ供給することによりCO₂排出量の削減を行っています。

【本取組について】

・地下鉄へ供給する地産地消の本取組は、「日本初」の試みとなります。

【二酸化炭素削減効果】

・年間CO₂約45,000t削減（一般家庭約10,000世帯相当）

【3清掃工場の余剰電力量】

・年間約8,500万kWh/年

【地下鉄3路線の消費電力量】

・約1億2,000万kWh/年



【3清掃工場】



【北海道電力株式会社】



【地下鉄3路線】

※ 緑の矢印：清掃工場の余剰電力 赤の矢印：清掃工場の環境価値 青の矢印：北電の電源構成の電力

【図9】清掃工場から交通局への電力供給イメージ